

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

令和3年度

まえがき

大阪市立大学法学研究科法曹養成専攻（以下、本法科大学院という）では、令和 3（2021）年度、本法科大学院自己評価委員会による自己点検・評価を行い、外部評価委員による外部評価を受けた。本冊子は、上記自己点検・評価の報告書と、外部評価委員による外部評価報告書を納めたものである。

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている。さらに、専門職大学院たる法科大学院においては、5 年以内ごとに認証評価を受けなければならないとされている。本法科大学院は、これまで、法科大学院認証評価機関である大学改革支援・学位授与機構（当初は大学評価・学位授与機構）により、3 度にわたり認証評価を受け、いずれも評価基準に適合しているとの評価を受けた。これまでの自己点検・評価も、そのつど、同機構の評価基準に則って実施してきた。今次の自己点検・評価も、令和 3（2021）年 2 月に改定された「法科大学院評価基準要綱」に従って実施した。

法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度における中核的教育機関として位置づけられ、各々の法科大学院は、創意をもって、入学者の適性の適確な評価と多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、密度の高い少人数の授業によって理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹として必要な学識とその応用能力を自らのものとさせ、また実務に対する基礎的素養を涵養すること、そのうえで厳格な成績評価と修了認定を行うことが求められている。

発足からまもなく 20 年となる法科大学院制度は、困難な課題に直面しながらも、今日までたどり着いた。これまでの歩みを一層着実なものとし、法科大学院が真に社会に根差した存在となるには、上記の社会的責務を果たすことが求められる。そのためには、質の高い優れた法曹養成教育を構築しかつ実施しているかを自ら厳しく点検・評価し、またその結果を客観的に検証するため、外部評価委員の厳正な評価を受けなければならない。

今次の評価のために、外部評価委員として、中川丈久教授（神戸大学）、平野恵稔弁護士（大阪弁護士会）、藤川義人弁護士（大阪弁護士会）には、ご多忙をきわめるなか、大部の自己点検・評価報告書と資料集にお目通しいただいたうえ、外部評価報告書作成の労をとって頂いた。また、これに先立ち、令和 4（2022）年 1 月 12 日、本法科大学院にお越し頂き、授業の参観や学習環境の現況調査をはじめ、在学生との面談、本法科大学院教員との面談を実施して頂き、かつ貴重なご意見を賜った。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。また、外部評価報告書において改善すべきとされた点は、これを今後十分に踏まえ、本法科大学院教育の一層の充実・向上に努める所存である。

令和 4（2022）年 3 月

法学研究科長 鶴田滋

目次

まえがき

第1部 自己点検・評価報告書

I 現況、目的及び特徴	1
II 基準ごとの自己評価	4
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	4
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証	12
領域3 教育課程及び教育方法	26
領域4 学生の受入及び定員管理	57
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	67

第2部 訪問調査の実施要領

訪問調査の実施要領	73
-----------------	----

第3部 外部評価報告書

外部評価委員 中川 丈久氏	75
外部評価委員 平野 惠稔氏	81
外部評価委員 藤川 義人氏	84

第4部 委員名簿

I 大阪市立大学法科大学院外部評価委員名簿	87
II 大阪市立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿	87

第1部 自己点検・評価報告書

Ⅰ 現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地 大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	56人
教員数	12人（うち、実務家教員3人）

2 目的

(1) 教育上の理念および目的

大阪市立大学法科大学院（以下、文脈に応じて、「本法科大学院」又は「本専攻」とする）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていかうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

(2) 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグ

ローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 特徴

本法科大学院は、平成 16 年 4 月、大阪市立大学大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、令和 3 年 5 月 1 日現在、専任教員 12 名、収容定員 90 名から構成されている。

設置年の前年に当たる平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年に法文学部として発足して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。本法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部および大学院法学研究科には、現在、法学および政治学の幅広い分野にわたって教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 1 万 2 千名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部および法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とする趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げる目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪府域およびその周辺の中小企業が抱える様々な法的ニーズに対応できる法曹の養成を目指した。支援プログラム終了後も、このセンターおよび中小企業無料法律相談を組み込んだカリキュラムは、「中小企業向け法律相談」として継続されている。本法科大学院の学生は、中小企業の法実務の現場を知り、その現場で法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法を相対化し、批判的に検討できる能力をも高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させている。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用できる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとすることなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目とし、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き

隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

令和4年4月には、本法科大学院は、新設される大阪公立大学の一員として、再出発する。しかし、以上に述べた特徴に変わらない。

II 基準ごとの自己評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【分析の手順】

・法科大学院の目的において、関係法令を踏まえ、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確であることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、先の「I 現況、目的及び特徴」で示したように、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とする。具体的には、以下の3つのタイプの法曹の養成を目指す。第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる法分野に精通し、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、公益的活動にも積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる法曹である。

基準 1 - 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1 - 2 - 1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- ・大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基準数以上の専任教員、並びに兼担及び兼任教員を配置していることを確認する。
- ・教員の年齢の構成が、著しく偏っていないことを確認する。
- ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。

【分析】

本法科大学院における法令上の必置専任教員数が 12 名であるところ、本専攻の専任教員数は 12 名（みなし専任を含む）であり、基準を満たしている（別紙様式 1 - 2 - 1 - 1）。なお、兼任教員は 12 名、兼任教員は 28 名である。

本専攻における専任教員の年齢構成は、令和 3 年 3 月 31 日時点で 40～49 歳 3 名、50～59 歳 4 名、60～64 歳 4 名、65～69 歳 1 名であり（別紙様式 1 - 2 - 1 - 1）、著しい偏りはない。

本専攻が教育上主要と認める科目は必修科目に属する 29 科目であり、このうち 21 科目に専任の教授又は准教授が配置されている（別紙様式 1 - 2 - 1 - 2）。おおよそ 7 割の科目が専任教員の担当する科目となる。

分析項目 1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

【分析】

本法科大学院は、大阪市立大学法学研究科に法曹養成専攻として置かれ（資料 1-2-2-01 「法学研究科教授会規程」第 2 条の 2 第 1 項）、法曹養成専攻には専攻長が置かれる（資料 1-2-2-02 「法学研究院・法学研究科・法学部運営規程」第 5 条）。法曹養成専攻は、専攻長を議長とし、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する（資料 1-2-2-03 「法学研究科法曹養成専攻会議規程」第 2 条ないし第 4 条）。

専攻会議は、規程上、月 1 回開催される（資料 1-2-2-03 「法学研究科法曹養成専攻会議規程」第 11 条）。前年度である令和 2 年度には、合計 15 回開催された（別紙様式 1-2-2）。

分析項目 1 - 2 - 3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

【分析の手順】

・法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院設置者による法科大学院への意見聴取の実績を確認する。

【分析】

本法科大学院の設置者である公立大学法人大阪との関係において、予算に関するヒアリングや協議の実施を正式に定める規定はない。しかし、必要に応じて、予算折衝を行っている。予算及び決算の状況について、資料 1 - 2 - 3 - 0 1 「令和 2 年度法学研究科決算」及び資料 1 - 2 - 3 - 0 2 「令和 3 年度法学研究科予算」を参照。

【優れた成果が確認できる取組】

令和 3 年度には、「専門職大学院におけるポートフォリオを用いた教育実践」という事業名のもとで、本学の競争的資金（特色となる教育体制への支援事業）に申請し、採択された（資料 1 - 2 - 3 - 0 3 「教育推進本部経費採択結果」）。獲得した資金は、教育補助者を雇用するために利用される。

【改善を要する事項】

優れた成果として、競争的資金の獲得に言及したが、教育に係る費用を負担する責務は、本来的には、設置者にある。ところが、本法科大学院には、経常経費について、設置者と個別の折衝を行う公式の場がない。運営経費に関し協議する場を制度化する必要がある。

分析項目 1 - 2 - 4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

【分析の手順】

- ・管理運営を行うための事務組織について、役割や人員の配置状況を確認する。

【分析】

本専攻を含む法学研究科の事務に従事する職員は、令和3年9月1日現在で10名であり、そのうち5名が主として法曹養成専攻の事務を担当している（資料1-2-4-01「大学運営部教育推進課（法学部）事務分担表」）。設置形態及び規模からみて、あるいは業務の性質からみて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に配置されている。

分析項目 1 - 2 - 5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

【分析の手順】

・ SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

【分析】

本法科大学院の教職員は、管理運営能力の向上を目的として、様々な研修の機会を利用している（別紙様式 1 - 2 - 5）。

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析】

法令の定める公表事項をウェブサイトにて公表するように努めている（別紙様式 1 - 3 - 1）。

【改善を要する事項】

公表事項の一覧性を高める必要がある。また、求められた公表事項のうち、未公表のもの、あるいは不十分なものがある（詳細は、別紙様式 1 - 3 - 1 に記載）ので、公表に向けて作業を進める必要がある。

分析項目 1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析】

法令の定める公表事項をウェブサイトにて公表するように努めている（別紙様式 1-3-2）。

【改善を要する事項】

公表事項の一覧性を高める必要がある。また、求められた公表事項のうち、未公表のもの、あるいは不十分なものがある（詳細は、別紙様式 1-3-2 に記載）ので、公表に向けて作業を進める必要がある。

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準2-1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

【分析】

本法科大学院は、自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、自己評価委員会を置く。自己評価委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議構成員の中から専攻会議で選任された委員等から構成される（資料2-1-1-01「自己評価委員会規程」第2条第1項）。委員長は互選による（同条第2項）が、慣例として専攻長が委員長に選任され、自己点検・評価の責任者となる（別紙様式2-1-1）。自己評価委員会は、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定し、少なくとも3年に1度自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表する（同規程第4条）。

自己評価委員会は、自己点検・評価の責任者である専攻長が参加する法曹養成専攻会議を通じて、教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織である教務委員会、FD委員会、入試委員会、図書委員会の各委員会と連携する（別紙様式2-1-1）。

本法科大学院では、以上のように、自己点検・評価の責任者である専攻長が議事を司る法曹養成専攻会議（資料1-2-2-03「法曹養成専攻会議規程」第4条）を基盤とする組織形態により、教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整えている。

分析項目 2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

【分析】

本専攻は、専門職大学院設置基準に基づき、教育課程連携協議会を置く（資料 2-1-2-01 「教育課程連携協議会規程」第 1 条）。同委員会は、専攻会議の構成員から選出された者のほか、法曹としての実務の経験を有する者などから構成される（同規程第 2 条、また資料 2-1-2-02 「教育課程連携協議会委員名簿」）。開催頻度に関する明文の規定はないが、教育課程連携協議会の目的に鑑み、年 2 回程度開催している（別紙様式 2-1-2）。

教育課程連携協議会では、その時々状況に即して検討課題を設定し、議論が行われる。議論の結果については、教育活動等の質の維持、改善及び向上という観点から、法曹養成専攻会議において報告及び審議が行われる（資料 2-1-2-03 「2021 年 4 月専攻会議記録」）。

【改善を要する事項】

教育課程連携協議会の開催頻度を明確に定める必要がある。

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2 - 2 - 1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定されていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、自己点検・評価を実施するにあたり、自己評価委員会が、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定する（資料 2 - 1 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻自己評価委員会規程」第 4 条第 2 項）。具体的な評価項目は、大学改革支援・学位授与機構による認証評価の項目を参考として設定される。改善を要する事項や、その指摘を受けた事項に関しては、項目ごとに検討状況、達成状況を明らかにし、年次報告書に記載し、これを本法科大学院の法曹養成専攻会議において報告する（同規程第 6 条）。

直近である平成 30 年度の認証評価では、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それらに基づいて、自己点検及び評価を実施した（その内容については、資料 2 - 2 - 1 - 0 1 「平成 30 年度実施法科大学院認証評価評価報告書」を参照）。

分析項目 2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

・自己点検・評価の実施に当たり、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、自己点検・評価の基盤となる法曹養成専攻会議において、例年、司法試験合格率（資料 2-2-2-01 「2021 年 2 月専攻会議記録」）、共通到達度確認試験の成績（資料 2-2-2-02 「2020 年度進級判定資料」）、標準修業年限内の修了および留年の状況（資料 2-2-2-03 「2021 年 9 月臨時専攻会議記録」、資料 2-2-2-04 「2021 年 3 月臨時専攻会議記録」）を示し、資料に基づく客観的な数値を確認している。

【改善を要する事項】

法曹養成専攻会議において客観的な数値に基づく確認は行われているものの、それを用いた教育の実施状況および成果の分析は十分には行われていない。そこで、これらの具体的かつ客観的な指標・数値を踏まえ、自己評価委員会は、大学改革支援・学位授与機構による認証評価の項目を参考として設定された評価項目に照らして、教育活動の状況、教育活動の質保証（評価）、教育課程・教育方法、学生の受入・定員管理、施設・設備、教育環境を定期的に分析し、その結果について法曹養成専攻会議に報告することとした（資料 2-2-2-03 「2021 年 9 月臨時専攻会議記録」）。今後、分析の実施が求められる。

分析項目 2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

・ 共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、自己点検・評価の基盤となる法曹養成専攻会議において、共通到達度確認試験の成績を示し（資料 2-2-2-02 「2020 年度進級判定資料」）、資料に基づく客観的な数値を確認している。

【改善を要する事項】

法曹養成専攻会議において客観的な数値に基づく確認は行われているものの、それらを用いた法学未修者教育の実施状況および成果の分析は十分には行われていない。そこで、これらの具体的かつ客観的な指標・数値を踏まえ、自己評価委員会は、教育方法や学生の受入を定期的に分析し、その結果について法曹養成専攻会議に報告することとした（資料 2-2-2-03 「2021 年 9 月臨時専攻会議記録」）。今後、分析の実施が求められる。

基準 2 - 3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目 2 - 3 - 1 修了者(在学中に司法試験を受験した在生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- ・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- ・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者(法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。)の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、司法試験の合格状況について、最低でも全法科大学院の平均合格率の2分の1を超えること、しかしそれに止まることなく、出来るならば全法科大学院の平均合格率を超えることを目標とし、例年、法曹養成専攻会議において、本専攻修了者の司法試験の合格状況を確認している(資料2-3-1-01「2021年10月専攻会議資料」)。

本法科大学院修了者における司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較すれば、平成29年から令和3年までの直近5年間に実施された各年度の司法試験について、本法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験合格者の割合は、全法科大学院の平均を下回ってはいるものの、平均の2分の1に満たない年度はなく(別紙様式2-3-1)、満足のできる状況ではないが、適切な状況にはあるとすることができる。

なお、認定連携基礎課程からの進学者の司法試験の合格状況については、今後、分析を行うことになる。

【改善を要する事項】

司法試験の合格率に関する数値目標は、本専攻内で共有されてはいるものの、明確に示す資料がない。今後、必要な資料を作成する必要がある。

分析項目 2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・ 修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであること等を確認する。

【分析】

本専攻では、先の「I 現況、目的及び特徴」で示したように、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。本専攻の修了生の多くが司法試験合格を目指して、法曹養成研修生となって本学内で研鑽を積み、また司法試験に合格した者の多くが、弁護士として活動している（資料 2-3-2-01 「修了後の進路状況」）。修了者の以上のような進路状況は、本法科大学院の目的に則して妥当なものといえる。

分析項目 2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【分析の手順】

・修了時の学生からの意見聴取や、修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果を踏まえて、法科大学院の目的に則した人材養成が行われていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、先の「I 現況、目的及び特徴」で示したような3つのタイプの法曹の養成を目指す。修了生からの個別的な意見聴取によれば、弁護士として活躍する多くの者が、本専攻における教育、とりわけ実務家教員による授業科目で得た知見が有意義であったと述べている。このような事実からは、本法科大学院の目的に則した人材養成が行われていると考えることができる。

また、修了生からの個別的な意見聴取の結果を踏まえ、特に男女共同参画が途上にあり支援を要すると判断し、女性学生と女性修了生との懇談会を実施し（資料2-3-3-01「2016年12月専攻会議記録」、資料2-3-3-02「2018年10月専攻会議資料」）、本法科大学院が目的とする、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化し、社会的弱者への深い理解と共感をもつ人材の育成に努めている。

【改善を要する事項】

本法科大学院では、組織としては、修了生の進路調査を行うなかで、修了生から書面によって意見聴取をしている（資料2-3-3-03「修了生の進路調査について」）。また、修了生を対象とする事例検討会、司法試験合格祝賀会などの機会を通じて、修了生からの個別的な意見聴取も行われている。しかし、意見聴取の方法として十分ではない。今後、懇談会を実施するなど、改善する必要がある。

基準 2 - 4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2 - 4 - 1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

【分析】

本法科大学院では、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果は、定期的に報告書にまとめ、外部評価委員による検証を受ける(資料 2 - 1 - 1 - 0 1 「自己評価委員会規程」第 4 条第 3 項)。検証結果は、法曹養成専攻会議において自己評価委員から報告され、その報告を踏まえて、教務委員会、入試委員会、FD 委員会、図書委員会の各委員会により、具体的な改善策が検討される。各委員会の検討に基づく取組の提案やその成果の確認も、法曹養成専攻会議を基盤にして行われる。

5 年に 1 度の認証評価において改善を要するとされた事項についても、基本的には同様に取り扱われ、法曹養成専攻会議での報告と審議を経て、自己評価委員が年次報告書に記載し、報告している(別紙様式 2 - 2 - 1)。

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、大阪市立大学教員選考基準（資料 2-5-1-01）第 3 条及び第 4 条、法学研究科教員選考手続規程（資料 2-5-1-02）第 16 条第 2 項および第 23 条第 3 項、法学研究科法曹養成専攻教員選考手続規程（資料 2-5-1-03）第 7 条第 1 項、第 11 条及び第 12 条により、教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求められる教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準が定められている。実際の人事においては、人事の様式中の「任用に必要な要件」において用いられる表現例（資料 2-5-1-04 「教員人事申出書様式（法学研究科・准教授の例）」、及び資料 2-5-1-05 「教員人事申出書様式（法学研究科・教授の例）」）を、より具体化する形で、基準が定められる。

採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価において用いられている基準については、上記の大阪市立大学教員選考基準（資料 2-5-1-01）第 3 条及び第 4 条、法学研究科教員選考手続規程（資料 2-5-1-02）第 16 条第 2 項及び第 23 条第 3 項、法学研究科法曹養成専攻教員選考手続規程（資料 2-5-1-03）第 7 条第 1 項、第 11 条及び第 12 条のとおりである。教育上の指導能力に関する評価の実施状況として、教員採用・昇任人事のプレゼンテーション実施実績例（資料 2-5-1-06）を参照。

過去 5 年分の教員の採用・昇任の状況については、別紙様式 2-5-1 を参照。

教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されている（教員および担当科目の一覧を含む別紙様式 1-2-1-1 を参照）。

【改善を要する事項】

実務家教員のうち、みなし専任教員および兼任教員の採用・昇任については、教育上の指導能力に関する評価を行ってはいないものの、研究者教員の場合と比較すると様式等において十分に可視化できていない。この点の評価が確実に行われ、またそれが可視化されるよう、様式等の改善をはかる必要がある。

分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的かつ定期的な実施について、全学で定める、大阪市立大学教員活動点検・評価指針（資料 2-5-2-01）および大阪市立大学教員活動点検・評価実施要領（資料 2-5-2-02）が存在し、毎年改善をはかりつつ、これらに則って全学で教員活動点検・評価が行われる。

教員評価の実施状況については、別紙様式 2-5-2、及び過去 3 回分の法学研究科における教育活動点検評価実施報告書（資料 2-5-2-03、資料 2-5-2-04、資料 2-5-2-05）。なお、これらはいずれも、法学研究科長から教員活動点検・評価実施委員会に提出したものである）のとおりである。

教員評価の内容、実施方法、実施状況については、各教員が記載して報告に用いる様式の直近のものとして、【様式 1】年度活動報告書（第 4 期）様式（資料 2-5-2-06）、【様式 2】個人活動評価（通知）書（第 4 期）（資料 2-5-2-07）で確認できる（なお、過去 3 回分より前の対象年度の教員評価の実施について、教員活動点検・評価実施報告書（2014-2016 年度の 3 カ年分）（資料 2-5-2-08）を参照）。

【改善を要する事項】

教員活動点検評価に関しては、専任教員については実施されているが、みなし専任教員については行われていない。みなし専任教員についても行われるべきものであれば、制度化の必要がある。

分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

【分析の手順】

・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、FDに関しては、法曹養成専攻FD委員会規程（資料2-5-3-01）に従い法曹養成専攻FD委員会を置き、同委員会が主催する前期・後期各1回のFD集会を基本としつつ、その他、分野ごとに随時必要に応じてミーティングを行い、また自主的にあるいは特定の目的で授業参観を行っている（実施状況について、別紙様式2-5-3および資料2-5-3-02「2018年2月専攻会議記録」を参照）。

FD集会においては、各学生の成績、各科目の成績分布、授業評価アンケートの結果の概要および各教員からのコメント一覧を資料として配布し（資料2-5-3-03「FD集会における定例の配布資料例」）、それらの資料に基づいて、成績評価基準および各授業科目の到達目標の確認と意見交換が行われる。また、その他の特定のテーマ（基本書の扱い、授業参観のあり方、他大学における教育方法についての情報等）について、報告および議論が行われる。

定期的に行われる分野ごとのミーティングとして、民事系実務家教員・研究者教員懇談会がある。同懇談会では、次年度のカリキュラムに向けての教育上の課題の共有および意見交換、司法試験問題と教育との適切な関連付けの方法に関する意見交換が行われる。

【改善を要する事項】

FD活動のうち授業参観については、その意義及びそれに即したあり方に関する議論を継続しつつ、必要に応じて特定の目的に則した形で実施している。今後、これまでの議論と経験をふまえ、方針を詰めていくことが必要である。

分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【分析の手順】

・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

【分析】

本法科大学院では、教育補助者として、法曹養成専攻を修了した弁護士をアカデミック・アドバイザー（AA）として雇用し、正課の授業における理解を深め、また法律文書の作成能力を涵養するための補助的教育を実施している。AAとは、原則として年2回から3回程度の意見交換会を開催し、各学年を担当する複数のAAのうち少なくとも1名に出席してもらい、本専攻の基本科目担当教員を中心とした複数教員との間で、AA側からは補助的教育の内容・方法及び実施状況について報告を受け、教員側からは正課の授業に関する状況や成績等を踏まえた養成を伝え、相互に意見交換を行う場としている（意見交換会の実施状況について、資料2-5-4-01「AA意見交換会実施記録（2016-2020年度）」を参照）。

本法科大学院では、教育支援者として、法学研究科資料室および法曹養成専攻資料室に図書館司書2名を配置している。資料室職員の研修実施状況については、法学研究科資料室職員研修参加記録（資料2-5-4-02）を参照。

【改善を要する事項】

令和2年4月から、資料室の業務に従事する司書1名が欠員となっている。補充を行う必要がある。

基準 2 - 6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

分析項目 2 - 6 - 1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

【分析の手順】

・締結している法曹養成連携協定ごとに、協定に基づき行うこととしている事項を実施していることを確認する。

【分析】

本法科大学院は、大阪市立大学法学部との間で、法曹養成連携協定（資料 2 - 6 - 1 - 0 1）を締結している。同協定第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、協定先の学生による本専攻の専門科目の履修を認めている（資料 2 - 6 - 1 - 0 2 「2021 年度法学部便覧」 9 頁、及び資料 2 - 6 - 1 - 0 3 「法学部履修規程」第 20 条の 2 第 2 項）。同協定第 7 条に基づき、5 年一貫型選抜を実施している（資料 2 - 6 - 1 - 0 4 「2022 年度法曹養成専攻特別選抜学生募集要項」）。同協定第 6 条第 2 項に基づき、法曹コース連携協議会を設置し（資料 2 - 6 - 1 - 0 5 「法曹コース連携協議会規程」第 1 条）、年に 2 回程度を目安に開催している（資料 2 - 6 - 1 - 0 6 「法曹コース連携協議会議事録」）。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【分析の手順】

- ・学位授与方針について、以下を確認する。
- ・法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述が含まれていること
- ・法科大学院が養成しようとする法曹像と適合していること

【分析】

本法科大学院の定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述を含んでおり、本法科大学院が養成しようとする法曹像と適合している（資料3-1-1-01「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」を参照）。

基準 3 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 3 - 2 - 1 ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

【分析の手順】

・教育課程方針において、分析項目 3 - 2 - 1 の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って、「①教育課程の編成の方針」として、教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている（資料 3 - 1 - 1 - 0 1 「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」を参照）。

【改善を要する事項】

本専攻の教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）では、「②教育方法に関する方針」及び「③学習成果の評価の方針」について、必ずしも明確かつ具体的に示しているわけではない。今後、カリキュラム・ポリシーを改訂して、これらのことが明確かつ具体的に示されるように改善する必要がある。

分析項目 3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【分析の手順】

・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定められた学識及び能力並びに素養を学生が獲得できるものとなっていることを確認する。

【分析】

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と整合的である（資料 3-1-1-01 「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」を参照）。

基準 3 - 3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目 3 - 3 - 1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

【分析の手順】

・法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、それらが法令や学位授与方針、教育課程方針に即して編成されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法律基本科目の基礎科目として 37 単位、同じく応用科目として 36 単位、法律実務基礎科目として 20 単位、基礎法学・隣接科目として 20 単位及び展開・先端科目として 56 単位の授業科目が開設されている。修了要件は、法律基本科目の基礎科目について 37 単位、同じく応用科目について 20 単位、法律実務基礎科目について 12 単位、基礎法学・隣接科目について 4 単位及び展開・先端科目について 14 単位であるため、この修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている（資料 3 - 3 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻履修規程」第 9 条、及び資料 3 - 3 - 1 - 0 2 「法曹養成専攻履修規程別表」別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を参照）。それらは、法令や学位授与方針、教育課程方針に即して編成されている。

【優れた成果が確認できる取組】

本法科大学院に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費（平成 16 年度）の交付を得て開設されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。

分析項目 3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

・法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析】

法律基本科目の応用科目は、2年次以上に配当される科目となっており、そのほとんどが1年次に配当された基礎科目を履修した後に履修するように編成されている（資料3-3-1-02「法曹養成専攻履修規程別表」別表第2及び同別表第3、また資料3-3-2-01「2021年度シラバス」を参照）。

分析項目 3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

・法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析】

法律実務基礎科目は、2年次以上に配当されており、そのほとんどが1年次に配当された法律基本科目の基礎科目を履修した後に履修するように編成されている（資料3-3-1-02「法曹養成専攻履修規程別表」別表第1及び別表第2を参照）。

展開・先端科目についても、先端的な要素の少ない1科目（刑事政策）を除き、基礎科目を履修した後に履修するように編成されている（資料3-3-1-02「法曹養成専攻履修規程別表」別表第1及び別表第2を参照）。

基礎法学・隣接科目については、法律基本科目の学習によって得た知識や観点を相対化する視点や能力を身につけさせることを目途として、法律基本科目の基礎科目の履修と並行して、1年次から履修可能となるように教育課程が編成されている（資料3-3-1-02「法曹養成専攻履修規程別表」別表第1及び別表第2を参照）。

分析項目 3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること

【分析の手順】

・展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の開設の状況を確認する。

【分析】

展開・先端科目として、倒産法（破産法、民事再生・会社更生法、倒産法演習）、租税法、経済法（経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、経済法発展演習）、知的財産法（知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習）、労働法（労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、労働法演習）、環境法、国際関係法（公法系）（国際法、国際法演習）及び国際関係法（私法系）（国際財産法、国際家族法、国際民事手続法）のすべての科目が開設されている（資料 3-3-1-02 「法曹養成専攻履修規程別表」別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を参照）。

【改善を要する事項】

展開・先端科目として必要な科目はすべて開設されているものの、租税法および環境法に関する科目の単位数は、倒産法等の他の科目と比べて、少ない。開設状況を改善する必要がある。

分析項目 3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

【分析の手順】

・自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載された法科大学院の目的や養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されているか確認する。

【分析】

本法科大学院の開設科目は、本法科大学院が養成しようとする人材像に即したものである。養成しようとする人材像に即して、企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル、社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル、及び、グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル（資料3-3-5-01）を作成している。

分析項目 3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

【分析の手順】

・各授業科目の到達目標が法科大学院にふさわしい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に適したものであることを確認する。

【分析】

各授業科目の到達目標は、法科大学院にふさわしい水準であり、また、その授業科目の内容は到達目標に適したものとなっている（資料 3-3-2-01 「2021 年度シラバス」を参照）。

分析項目 3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

【分析の手順】

・段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていることを確認する。

【分析】

履修規程別表第2をはじめとして、段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されている（資料3-3-1-02「法曹養成専攻履修規程別表」別表第2を参照）。

基準 3 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目 3 - 4 - 1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- ・ 授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。
- ・ 少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

【分析】

授業の方法及び内容については、授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、シラバスに示された通り、双方向、多方向に行われる討論または質疑応答その他の適切な方法による適切な授業形態、授業方法が採用され、学生に対して明示されている（別紙様式 1 - 2 - 1 - 2 及び資料 3 - 3 - 2 - 0 1 「2021 年度シラバス」を参照）。

分析項目 3 - 4 - 2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

【分析の手順】

・ 授業の方法について、授業科目の性質や到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかを組織として明確に定めていることを確認する。

【分析】

授業の方法については、教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を踏まえた一定の共通認識はあるものの、組織的に統一的された方針が策定されているわけではない。

【改善を要する事項】

科目の性質や到達目標に応じた授業の方法について、今後、申し合わせ等で組織的に統一された方針を策定する必要がある。

分析項目 3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

【分析の手順】

・将来の法曹としての実務に必要な応用能力を涵養するための授業科目において、論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることを確認する。

【分析】

授業の方法について、法曹養成専攻会議の議論において、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するように周知されており、このことをシラバスに記載している科目もある（資料 3-4-3-01 「2021 年度「商法総合演習Ⅱ」のシラバス」）。

【改善を要する事項】

将来の法曹としての実務に必要な応用能力を涵養するための授業科目であっても、論述能力の涵養の方法等について、シラバスの記載において明確に表現されていない場合もある。今後、シラバスの記載方法等の留意事項として徹底すること等を検討する必要がある。

分析項目 3 - 4 - 4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること

【分析の手順】

・法律基本科目において同時に授業を行う学生数が 50 人を超える授業科目がある場合は、教育上の必要性和十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。

【分析】

同時に授業を行う学生数が 50 人を超える授業科目はない（別紙様式 1 - 2 - 1 - 2 参照）。

分析項目 3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものであること

【分析の手順】

・ 授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において法令に則したものであることを確認する。

【分析】

大学設置基準 21 条 1 項は、「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。」としており、同 2 項 1 号により、「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とする。」とされる。本法科大学院の授業科目は講義又は演習であり（別紙様式 1-2-1-2）、その単位は、1 回の授業を 2 時間とし、合計 30 時間を 2 単位とする（資料 3-4-5-01 「2021 年度法曹養成専攻便覧」51 頁の「1 単位の基準について」を参照）。以上から、本法科大学院における授業時間の設定は、単位数との関係において法令に則したものである。

分析項目 3-4-6 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

【分析の手順】

- ・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。

【分析】

1年間の授業を行う期間は、研修期間を含めて、35週以上確保されている（資料3-4-6-01「2021年度学年暦」を参照）。

分析項目 3-4-7 各授業科目の授業期間が、10週又は15週にわたるものとなっていること。
10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性があり、
同等以上の十分な教育効果をあげていること

【分析の手順】

・各授業科目が10週又は15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。行われていない場合は、教育上の必要性と教育効果が10週又は15週を期間として行う場合と同等であることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、15週にわたる期間を単位として、各授業科目が実施される。令和3年度を例にとれば、前期は、期末試験の期間も含めて、4月5日から8月6日まで、16週となっており、後期は、同じく期末試験の期間も含めて、10月1日から2月10日まで、16週（冬期休業期間を除く）となっている（資料3-4-6-01「2021年度学年暦」を参照）。

分析項目 3-4-8 履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること

【分析の手順】

・ 1年間の履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係する法令に適合していることを確認する。

【分析】

令和4年4月1日施行予定の文部科学省令24号による改正後の専門職大学院設置基準20条の8は、法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として法科大学院が定めるものとする、と定めている。

本法科大学院では、原則として、1つの学年全体で、1年次生39単位、2年次生36単位、3年次生38単位と定め、また、例外的な場合でも44単位を上限と定めている（資料3-3-1-01「法曹養成専攻履修規程」第11条）。36単位を標準としつつ、学修上の必要性からそれぞれの学年に適切な登録の上限及びその例外を定めており、法令に適合するものといえる。

分析項目 3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

【分析の手順】

・早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、法学未修者、社会人学生等、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法学未修者などの多様なバックグラウンドを有している入学者に対して、入学手続の際に、法学入門書を紹介するほか、法科大学院における勉強方法等の個別相談を実施している（資料 3-4-9-01 「入学前配布の自習用推薦書の案内」、及び資料 3-4-9-02 「個別学習相談の案内」を参照）。

入学後には、1年次前期で開講される「人権の基礎理論」及び「民法ⅠA」の科目において、導入的な内容を含む授業を行っている（資料 3-4-9-03 「「人権の基礎理論」及び「民法ⅠA」のシラバス」を参照）。また、担任制のもとで実施される個別面談において、多様なバックグラウンドに配慮した学修指導を実施している（資料 3-4-9-04 「クラス面談シート」）。

基準 3 - 5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目 3 - 5 - 1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

【分析の手順】

・成績評価基準について組織として定め、その基準が学習成果の評価の方針と整合性があることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、成績評価基準について、組織として策定している（資料 3 - 4 - 5 - 0 1 「2021 年度法曹養成専攻便覧」53 頁の「成績評価について②」を参照）。

【改善を要する事項】

成績評価基準について組織として定められているものの、整合性について確認すべき学習成果の評価の方針が明確に定まっているとはいえない。今後、学習成果の評価の方針について定める必要がある。

分析項目 3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

【分析の手順】

・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により成績評価基準の周知を図っていることを確認する。

【分析】

成績評価基準は便覧で示されており、学生に周知されている（資料 3-4-5-01 「2021 年度法曹養成専攻便覧」 53 頁の「成績評価について②」を参照）。

成績評価に当たっての試験以外の考慮要素の意義や割合については、シラバスにおいて学生に周知されている（資料 3-3-2-01 「2021 年度シラバス」を参照）。

期末試験を実施した科目について、期末試験作成者は、期末試験に係る成績評価の基準を、受験した学生に対して、試験成績開示の日までに開示しなければならないとしている（資料 3-5-2-01 「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」）。

分析項目 3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

【分析の手順】

・学習成果の評価の方針に則り、各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施していることを確認する。相対評価方式を導入している場合には、成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、法曹養成専攻会議において、成績評価基準に則り単位認定が厳正に行われていることについて、成績分布表（資料 3-5-3-01 「2020 年度前期・後期定期試験成績分布」）を点検することにより、確認している。また、相対評価を採用している場合には、評価の割合に関する方針に合致しているかについても、法曹養成専攻会議において、確認している。

【改善を要する事項】

組織的に実施していることの確認が、法曹養成専攻会議の議事録等に示されていない。今後、この点が明確となるように改善する必要がある。

分析項目 3 - 5 - 4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

【分析の手順】

- ・ 追試験が実施されている場合には、その受験の要件と実施状況について確認する。
- ・ 再試験が実施されている場合には、その受験の要件が救済措置ではないと認められる相当の理由を満たしていることを確認する。また、その実施状況について確認する。

【分析】

本専攻では、追試験を実施している。追試験の要件については、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている（資料 3 - 3 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻履修規程」第 18 条）。再試験の制度はない。

【改善を要する事項】

追試験が適切に実施されているか否かについては、これを確認できる資料がない。今後、必要な資料を作成する必要がある。

【分析の手順】

- ・成績に関する異議申立てを受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され、検証できる状況にあることを確認する。

【分析】

本専攻では、成績異議申立ての制度を組織的に設けており、申立ての内容やその対応についての資料も適切に保存されている（資料3-5-5-01「成績疑義申立制度に関する規程」を参照）。また、答案については、5年間保管するものとされており（資料3-5-2-01「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」）、各教員に保管を任せるのではなく、すべての答案を法曹養成専攻事務室においてまとめて保管する方式が採用されている。

分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

・法学既修者としての認定における単位の免除についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。

【分析】

専門職大学院設置基準 25 条は、法科大学院は、法学既修者に関して、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる旨を定めている。

本法科大学院の修了要件は 97 単位であり、法令に従えば、法学既修者に関して、34 単位まで単位を修得したものとみなすことができる。本法科大学院では、法学既修者に関して、33 単位まで単位の免除ができる旨の規定を定めており（資料 3-3-1-01 「法曹養成専攻履修規程」第 24 条）、法令に従ったものである。

分析項目 3 - 5 - 7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。

【分析】

専門職大学院設置基準 21 条及び 22 条は、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる旨を定めている。

本法科大学院の修了要件は 97 単位であり、法令に従えば、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、34 単位まで単位を修得したものとみなすことができる。本法科大学院では、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、33 単位まで単位の免除ができる旨の規定を定めており（資料 3 - 3 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻履修規程」第 21 条及び第 22 条）、法令に従ったものである。

基準 3 - 6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

分析項目 3 - 6 - 1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

【分析の手順】

・ 修了要件が組織的に策定され、専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

【分析】

本法科大学院の修了要件は、本法科大学院の目的、ディプロマ・ポリシーに即して、法律基本科目の基礎科目について 37 単位、同じく応用科目について 20 単位、法律実務基礎科目について 12 単位、基礎法学・隣接科目について 4 単位及び展開・先端科目について 14 単位（ただし、履修規程別表第 3 に定める選択科目 4 単位を含む）とされており、そのほか、自由選択科目を合わせて 97 単位と定められている（資料 3 - 3 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻履修規程」第 9 条）。

大学院設置基準 23 条によれば、法科大学院の課程修了の要件は、総単位数 93 単位以上、また、法律基本科目の基礎科目 30 単位以上、同じく応用科目 18 単位以上、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む）であり、本法科大学院の修了要件は、法令に則している。

分析項目 3 - 6 - 2 修了要件を学生に周知していること

【分析の手順】

・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により修了要件の周知を図っていることを確認する。

【分析】

修了要件は、法曹養成専攻履修規程（資料 3 - 3 - 1 - 0 1）第 9 条において定められる。同規程は、法曹養成専攻便覧（資料 3 - 4 - 5 - 0 1）において、学生に周知されている。

分析項目 3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・ 修了の認定について、修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する。

【分析】

修了の認定は、法曹養成専攻会議において、修了要件に即して組織的に実施されている（資料 3-6-3-01 「2021年3月修了判定資料」を参照）。

基準 3 - 7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目 3 - 7 - 1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

【分析の手順】

・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間 20 単位以下であることが望ましく、年間 30 単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

【分析】

本専攻の専任教員における令和 2 年度の授業負担は、1 名を除き年間 20 単位以下であり、20 単位を超える者も 30 単位を超えておらず（別紙様式 1 - 2 - 1 - 1）、適切である。

分析項目 3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

【分析】

本専攻の専任教員が取得する研究専念期間については、大阪市立大学職員のサバティカル期間に関する規程（資料3-7-2-01）が存在する。その規程により、専任教員1名が、令和3年4月から令和4年3月までの1年間、サバティカルを取得している（別紙様式3-7-2）。なお、同規程によるものではないが、専任教員1名が、令和元年10月から令和3年9月までの2年間、在外研究に従事している。

【改善を要する事項】

必修科目を担当可能な専任教員を複数名配置する予算上の措置がないこと、また、非常勤の代替教員を確保するための予算上の措置が不透明であることが、研究専念期間制度の利用を妨げている。研究専念期間を認めるためには、予算措置の拡充と透明性の確保が必要である。

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

分析項目4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

【分析の手順】

・学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力に係る記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本専攻では、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）において、入学者に求める適性・能力を明示している（資料3-1-1-01「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」を参照）。

分析項目 4 - 1 - 2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

【分析の手順】

・学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方法についての記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本専攻では、具体的な選抜方法は、学生募集要項において明示している(資料 4 - 1 - 2 - 0 1 「一般選抜学生募集要項」、及び資料 2 - 6 - 1 - 0 4 「特別選抜学生募集要項」を参照)。いずれの選抜方法においても、出願書類として提出される自己評価書の審査を通して、本専攻の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に適合した人材かどうかを確認している。

【改善を要する事項】

入学者選抜で用いられる評価方法が学生受入方針において明確化されていることが求められているところ、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）では明確に示されていない（資料 3 - 1 - 1 - 0 1 「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」を参照）。今後、適切な時期に修正を行う必要がある。

分析項目 4 - 1 - 3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

【分析の手順】

・学生受入方針において、法学既修者及び認定連携法曹基礎課程修了者に求める学識についての記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本専攻では、求める人材像を学生受入方針で示し、これを具体化する形で、法学既修者および認定連携法曹基礎課程修了者に求められる学識について、一般選抜学生募集要項（資料 4 - 1 - 2 - 0 1）および特別選抜学生募集要項（資料 2 - 6 - 1 - 0 4）に記している。

【改善を要する事項】

法学既修者選抜および認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合には、学生受入方針において、法学に関して求められる学識を明確に示すことが求められているところ、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）では明確に示されていない（資料 3 - 1 - 1 - 0 1 「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」を参照）。今後、適切な時期に修正を行う必要がある。

基準 4 - 2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 4 - 2 - 1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

【分析】

手順①：入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。

本法科大学院においては、入試委員会を中心として、入学者の適性および能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。入試委員会は、専攻長、副専攻長および専攻会議構成員 2 名の計 4 名で構成され（資料 4 - 2 - 1 - 0 1 「法曹養成専攻入試委員会規程」第 2 条）、①学生募集要項に関する事項、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施に関する事項、③試験実施体制に関する事項、④合格者の決定に関する事項等について審議し、専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じることを、その任務とする（同規程第 4 条）。合格者のうち入学手続を完了した者が入学定員を下回り、追加合格が必要となった場合には、専攻会議であらかじめ決められた追加合格候補者を対象として、入学者選抜試験における成績順に、入試委員会が順次連絡をとり、追加合格者を確定する手続が採られる。なお、適性試験の成績を用いずに受験者の適性を判定することとした平成 31 年度入学者選抜試験以降、受験者の資質の適確かつ客観的な判定に従来以上に留意する必要性を認識し、出題内容等の適切性についての事前・事後の検討を行うための体制を強化した（資料 4 - 2 - 1 - 0 2 「2016 年 4 月専攻会議資料」）。

法学既修者の認定は、2 年短縮型の受験者に課される法律科目試験の採点を通して行われる。法律科目試験は、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、商法（会社法・商法総則）、民事訴訟法の 6 科

目について実施され、各科目について2名が出題および採点を行い、法学既修者として入学を認めることができる程度の基本的な知識や分析能力を有しているかどうかを判断している（資料4-2-1-02「2016年4月専攻会議資料」、資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」7頁以下）。

なお、本法科大学院における入学者選抜試験においては、公平性と開放性の確保が徹底されており、大阪市立大学法学部出身者が優遇される措置が講じられたことはない。実際、本法科大学院入学者のうち同学部出身者は、平成29年度は19名中1名、平成30年度は17名中2名、令和元年度は20名中2名、令和2年度は19名中3名、令和3年度は23名中4名であり、これらを平均しても約12%を占めるに過ぎない（数値につき、別紙4-3-1を参照）。

手順②：入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。

入学者選抜試験が学生受入方針を踏まえて実施されていることにつき、まず概括的に述べる。すなわち、3年標準型、2年短縮型のいずれの入学者選抜試験においても、最終的な合否判定に当たっては、本法科大学院が実施する小論文試験または法律科目試験の成績が「その他の要素」とともに、所定の割合で考慮される。そうすることによって、本法科大学院での履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力および表現力、そしてさらには学習意欲等を多面的に審査したうえで、合格者が決定される。「その他の要素」としては、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されている。このようにして、学生受入方針で示されている基礎的学力と法曹への志の具備を判断している（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」8頁、資料2-6-1-04「特別選抜学生募集要項」3頁、）。

次に、具体的に述べる。3年標準型の入学者選抜についていえば、3年標準型の入学者選抜試験における小論文の試験は、法学未修者であっても法科大学院に進学する以上は当然に備えているべき一般的な判断力、思考力、分析力および表現力を判定するものである（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」7頁、別紙様式4-2-1）。実際の試験問題については、資料4-2-1-03「2021年度入学者選抜試験問題」を参照。

2年短縮型の入学者選抜についていえば、2年短縮型の入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て、法曹養成専攻履修規程（資料3-3-1-01）第24条に定める法学既修者と認定され、1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA、民法ⅠB、民法Ⅱ、民法Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法ⅠA、刑法ⅠB、刑法Ⅱ、刑事訴訟法の単位（以上、33単位分）を、原則としてすべて既に修得したものとみなされる（同規程第24条第1項および第2項）。これに対応して、法学既修者の入試科目は、憲法（100点）、民法（120点）、商法（会社法、商法総則）80点、民事訴訟法（80点）、刑法（70点）、および刑事訴訟法（50点）とされている（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」8頁、別紙様式4-2-1）。実際の試験問題については、資料4-2-1-03「2021年度入学者選抜試験問題」を参照。

2年短縮型試験の入試科目には基準点が設けられ、①憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者、または②商法および民事訴訟法の2科目の試験成績がいずれも基準点に達しなかった者は、他の科目の成績の如何にかかわらず不合格となる。また、民法、民

事訴訟法、または刑事訴訟法の試験成績が基準点に達しなかった者は、合格して入学しても当該試験科目に対応する上記科目の単位修得は認められず、該当者は入学後に当該科目を履修する必要がある（資料4-1-2-01「2016年4月専攻会議資料」、資料3-3-1-01「法曹養成専攻履修規程」第24条5項）。このような基準点の活用により、2年短縮型の入学者が、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していることが、適確かつ客観的に評価されることになる。

手順③：「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。

法科大学院における履修の前提として法学未修者に要求される資質については、小論文・筆記試験と書面による審査を組み合わせることにより、総合的に判定することが可能と考えられる（「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」4頁を参照）ところ、本法科大学院で行われる3年標準型の入学者選抜試験における小論文の試験は、法学未修者であっても法科大学院に進学する以上は当然に備えているべき一般的な判断力、思考力、分析力および表現力を判定するものであり、出題・採点に際しては、法学部出身者が有利にならないよう配慮されている。

小論文試験については、読解力を判定するための長文読解の要素を含めるとともに、合わせて1,000字程度の記述を求める内容としている。また、その題材や設問は、単なる知識等を試すものではなく、適切に資質を判定することができるよう、留意して設定される。平成31年度の入学者選抜からは、適性試験の成績を使用しなくなったことをふまえて、いっそうの配慮がなされるよう、上記の点を方針として明確化したうえ、出題・採点担当者に対して確認を行っている（資料4-2-1-02「2016年4月専攻会議資料」、資料4-2-1-04「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」への対応について）。

手順④：法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。

本法科大学院では、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由とはしていない（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」7頁以下を参照）。

手順⑤：入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。

本法科大学院では、2年短縮型の入学者選抜試験は、憲法・民法・刑法・商法・刑事訴訟法・民事訴訟法を対象科目としている。2年短縮型の入学者選抜試験の実施時期は12月初旬である（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」8頁）ことから、早期卒業者・飛び入学者にとっては、上記の科目についての学修を概ね終えた時期に入学者選抜が行われることになる。このような意味で、入学者選抜の実施方法や実施時期につき、早期卒業者及び飛び入学者に対して適切な配慮がなされている。

手順⑥：社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。

本法科大学院では、入学者選抜試験の公平性・開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けてはいない。しかしながら、出願書類として、卒業（見込）証明書のほかに、①在籍したすべての大学および大学院の成績証明書、②自己評価書、および③成績申告書を提出させており、さらに任意に、④語学能力を証明する書類および⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認め、それらの書類に基づいて、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験などを「その他の要素」として評価して得点化し、合格者判定に反映させている（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」6頁および8頁）。また、実務等の経験を有する者についても、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）の観点から、一律に合否判定において優遇するのではなく、出願書類の審査を通してその経験の実質を評価して、「その他の要素」の採点において加味している（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」6頁および8頁）。

以上のような配慮により、本法科大学院では、多様な人材が一定の割合で入学者選抜を受験し、実際に入学するに至っている（数値につき、別紙様式4-3-1を参照）。

手順⑦：身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

身体に障害のある者に対して、試験時間の延長等、適切な配慮を行っている（資料4-1-2-01「一般選抜学生募集要項」7頁、及び資料4-2-1-05「過去に実施した受験上の配慮について」を参照）。

分析項目 4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

【分析の手順】

- ・入試に関して検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。
- ・受験者の適性及び能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて、検証が行われていることを確認する。

【分析】

本専攻では、各年度の入学者選抜終了後の専攻会議において、当該年度に作成された入試問題等を会議資料として配布し、当該年度に行われた学生の受入が学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿ったものであるかなども含めて、入学者選抜の在り方の適切さについて審議している。学生の入学に関する事項は専攻会議の審議事項であり（資料 1-2-2-03 「法曹養成専攻会議規程」第3条）、専攻会議での議論を通して入学者選抜に問題があることが判明すれば、翌年以降の入学者選抜の改善に向けた措置が講じられる。

受験者の適性及び能力につき的確かつ客観的に評価を行っていること、及び入学者選抜における合否判定が当該評価に基づき的確かつ客観的に判定されていることについては、毎年、入試実施後の専攻会議において検証している（資料 4-2-2-01 「2021 年 1 月専攻会議記録」）。

学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体例として、特別選抜の実施を挙げることができる。従来、本専攻の入学者には、本学法学部の卒業生が必ずしも多くないことから、他大学設置の法科大学院に進学した本学法学部の卒業生に対して、アンケート調査を行ってきた。その結果、本学法学部の学生が本専攻に進学するインセンティブが必ずしも十分ではないことが判明した（資料 4-2-2-02 「2019 年 5 月専攻会議資料」）。これを受けて、大阪市立大学法学部と法曹養成連携協定を締結し、その一環として特別選抜を行うこととした。

【改善を要する事項】

本専攻では、3年標準型の入学者選抜において小論文試験を実施しているが、学生の受入状況を検証するなかで、法曹としての適性や能力をよりの確に評価できる選抜方法を検討する必要性を感じている。入学後の成績なども踏まえ、今後、継続して検討する必要がある。

基準 4 - 3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 4 - 3 - 1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- ・過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析】

本専攻の収容定員に対する在籍者数の割合は、平成29年度が61%程度、平成30年度が57%程度、令和元年度が54%程度、令和2年度が52%程度、令和3年度が62%程度であり、在籍者数が収容定員数を大幅に上回ってはいない（別紙様式4-3-1）。

分析項目 4 - 3 - 2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- ・ 過去 5 年間の入学定員に対する実入学者数の割合が 50%を下回っていないことを確認する。
- ・ 過去 5 年間の入学者数が 10 人を下回っていないことを確認する。
- ・ 過去 5 年間の競争倍率が 2 倍を下回っていないことを確認する。
- ・ 上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析】

過去 5 年間の入学定員に対する実入学者数の割合は、50%を下回っていない（別紙様式 4 - 3 - 1）。

過去 5 年間の入学者数は、10 人を下回っていない（別紙様式 4 - 3 - 1）。

過去 5 年間の競争倍率は、平成 30 年度入学者選抜試験において競争倍率が 1.5 倍となり、2 倍を下回った（別紙様式 4 - 3 - 1）。

上記のように、競争倍率が 2 倍を下回っている年度が一度あるものの、基準 4 - 1 および基準 4 - 2 に係る分析でみたように、本専攻における入学者選抜は入学者受入方針に従って適切に実施されており、また、競争倍率 2 倍を下回った平成 30 年度入試以外の入試では競争倍率 2 倍が確保されていることから、総合的に勘案すると適切な競争倍率を維持している。また、令和 4 年度からは、本学法学部の法曹養成プログラムを修了した者を対象とする特別選抜を実施し、入学者選抜のより一層の改善に取り組んでいる。

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の規模に応じ、当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、改めて現在の状況を詳細に確認する必要はない。変更があった場合には、以下の事項の該当箇所について確認する。
 - ・法科大学院の規模に応じた当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設
 - ・各施設における必要な設備、機器、図書及び資料等の整備状況
- ・施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。
- ・施設・設備に関して特色がある場合には、その成果についても確認する。

【分析】

本法科大学院では、前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更はない。施設・設備に関して前回の評価報告書（資料2-2-1-01）34-35頁に記載されている主たる内容はおおよそ以下のとおりであり、施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないよう配慮している。

まず、教室及び演習室については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、マイク、スクリーン及びプロジェクター等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく7時から21時50分まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、共用のパソコン、プリンタ及び無線LANが整備されている。なお、令和元年4月には、自習室の移設により談話室が新たに設けられるに至り、学習環境のより一層の改善が図られた（資料5-1-1-01「自習室見取り図」を参照）。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して判例・法律文献データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターが整備されている。法学研究科資料室及び学術情報総合センターは、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法曹養成専攻資料室では、配架される新規図書の購入について、法曹養成専攻会議において新刊法律図書のリスト及び学生からのリクエストリストを回覧・チェックするほか、文献や資料は持ち出しを禁止するなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ及び複写機が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法学研究科資料室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる共用の教員室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教室や教員室をはじめとして、法曹養成専攻事務室内の共用スペース、法学研究科長室及び各種会議室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

【改善を要する事項】

令和2年4月から、資料室の業務に従事する司書1名が欠員となっている。補充を行う必要がある。

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・履修指導、学習相談及び支援の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・学生に対する説明会やガイダンス等での履修指導
 - ・オフィスアワーの設定、チューター等の教育補助者による学習相談・支援等、各法科大学院の規模等に応じた学習相談、助言等の学習支援

【分析】

本法科大学院では、前回の法科大学院認証評価評価報告書（資料2-2-1-01）28-29頁において、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない。

以上を前提として、本法科大学院の履修指導、学習相談及び学習支援の体制を確認すれば、まず、年2回のガイダンスにより、履修指導を行っている（資料5-2-1-01「2020年度履修ガイダンス（新2・3年次生対象）式次第」を参照）。

次に、担任制のもとでの個別面談、オフィスアワー、教育補助者（AA）により、学習相談、助言などの学習支援を行っている（資料5-2-1-02「2021年度クラス面談実施の案内」、資料5-2-1-03「2021年度前期オフィスアワー一覧表」及び資料5-2-1-04「授業カリキュラムについてのアンケート及びそのまとめ」を参照）。

入学前の学生に対しても、学習相談を実施している（資料3-4-9-01「入学前配布の自習用推薦書の案内」、資料5-2-1-05「入学前実施の個別学習相談の通知」、資料5-2-1-06「入学前実施の新生説明会式次第」及び資料5-2-1-07「入学直後に実施の導入プログラムの案内」を参照）。

なお、令和2年度前期ガイダンスでは、コロナ禍で遠隔授業を強いられたことから、ガイダンスに代えて、学年別に学修懇談会を行った（資料5-2-1-08「学年別学修懇談会のお知らせ」）。

分析項目 5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・生活支援等に関する総合的相談、学習、健康、就職等進路に関する助言体制の整備及び支援の実績
 - ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況及び利用実績
 - ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への施設及び設備の整備状況、修学上の支援、実習上の特別措置

【分析】

本法科大学院では、前回の法科大学院認証評価評価報告書（資料 2-2-1-01）28-29 頁において、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない。

以上を前提として、本法科大学院における学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況を確認する。まず、生活支援等の総合的な相談については、担任制のもとでの個別面談（資料 5-2-2-01 「2021 年度法曹養成専攻クラス担任表」）によるほか、教務委員、副専攻長、専攻長が随時学生の相談に応じている。その他、大学の設ける相談窓口がある（資料 5-2-2-02 「学生生活相談窓口のウェブサイト」、資料 5-2-2-03 「カウンセリングルームのウェブサイト」、及び資料 5-2-2-04 「学生生活相談窓口の相談実績」）。

次に、就職等の進路については、本法科大学院が主体となって、キャリアアドバイス窓口制度を設けている（資料 5-2-2-05 「キャリアアドバイス窓口制度の案内」）。その他、大学が設ける相談窓口がある（資料 5-2-2-06 「キャリア支援室のウェブサイト」）。

経済的支援については、本法科大学院独自のものとして特待生制度を設け、毎年、一定数を特待生としている（資料 5-2-2-07 「法曹養成専攻特待生制度取扱規程及び特待生制度取扱規程の運用規則」、及び資料 5-2-2-08 「過去 3 年間の特待生採用人数」）。本学には、その他の授業料減免制度も存在し、法曹養成専攻の学生も利用している（資料 5-2-2-09 「大阪市立大学の授業料減免制度のウェブサイト」、資料 5-2-2-10 「大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度のウェブサイト」、及び資料 5-2-2-11 「各種経済支援制度の利用状況」）。

障がいのある学生等への支援は、大学の設ける窓口がある（資料 5-2-2-12 「障がい学生支援室のウェブサイト」）。

分析項目 5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

【分析の手順】

- ・各種ハラスメントに対応するための体制の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績

【分析】

本法科大学院では、前回の法科大学院認証評価評価報告書（資料 2-2-1-01）28-29 頁において、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない。

以上を前提として、本法科大学院における各種ハラスメントに対応するための体制の整備状況を確認すれば、本学が主体となって各種ハラスメントの防止に関する規定を設け、相談体制を整えている（資料 5-2-3-01 「ハラスメント相談窓口のウェブサイト」、資料 5-2-3-02 「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」、資料 5-2-3-03 「大阪市立大学ハラスメントの対応に関する規程」、及び資料 5-2-3-04 「令和 2 年度ハラスメント相談状況」を参照）。

第2部 訪問調査の実施要領

訪問調査の実施要領

1 日 時

令和4年1月12日（水） 11時00分より15時00分頃まで

2 内 容

(1) 11時00分～11時15分（法学研究科長室）

法学研究科長等の挨拶、法科大学院の概要説明、訪問調査スケジュールの確認

外部評価委員：中川丈久教授（神戸大学）、平野恵稔弁護士（大阪弁護士会）、
藤川義人弁護士（大阪弁護士会）

法科大学院側：鶴田滋（法学研究科長）、杉本好央（法曹養成専攻長）、
坂口甲（自己評価委員）

(2) 11時15分～11時20分

授業参観のため1号館教室に移動

(3) 11時20分～12時00分（1号館）

授業参観：第2時限目の授業を参観（各20分）

- ・金澤真理教授の「刑法I B」〔1年次配当、133教室〕
- ・小柿徳武教授の「商法総合演習II」〔2年次配当、130教室〕

(4) 12時00分～12時20分（1号館等）

学習環境の状況視察（順不同）

132教室、134教室、137教室、在学生自習室、グループ学習室、修了生自習室、法科大学院資料室、法曹養成専攻事務室等

(5) 12時20分～13時20分

昼食休憩

(6) 13時20分～13時30分（法学部棟）

在学生との面談場所（法学部棟11階711B教室）に移動

(7) 13時30分～14時10分（法学部棟11階711B教室）

在学生との面談

在学生：丸山飛翔（1年生）、木下貴弘（2年生既修）、海部夏輝（3年生未修）、
水野那々衣（3年生既修）

(8) 14時10分～14時20分（法学部棟11階711B教室）

休憩

(9) 14時20分～15時00分（法学部棟11階711B教室）

法曹養成専攻長等との面談

法科大学院側： 杉本好央（法曹養成専攻長）、阿部昌樹（法曹養成副専攻長）、
金澤真理（自己評価委員）、坂口甲（自己評価委員）

第 3 部 外部評価報告書

令和4年1月31日

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 中川 丈久
神戸大学教授

1. はじめに

貴大学を訪問させていただき、もっとも印象深かったことは、教員と学生の距離が近く、熱心な教育に学生が強い信頼感を抱いており、学生同士が助け合い団結して勉強しているという、非常に良好な教育環境が形成されていることである。もっとも重要な基盤部分がしっかりと形成されていることを感じた。また、自習室を含む学生用スペースの充実や、研修生の手厚い処遇は、すくなくとも国公立大学としては、注目すべき水準である。

他方、自己点検・評価報告書を拝見すると、大阪市立大学法科大学院の最大の課題は、司法試験合格率をどう向上させるかにある（同書17頁）。大阪市立大学の伝統と実績に鑑みると、全国平均より低い合格率が続いていることは由々しき事態であり、もはや前例や建前などに囚われず、自由な発想で、ドラスティックな改善方策をとるべき事態であると感じられる。しかしながら自己点検・評価報告書や教員面談を通じて、必ずしも、改善のための取組みに邁進されているようには感じられなかった（同書15～16頁に多少記載がある程度）。そこで本評価書では、視点を、あえてこの点に絞ることとしたい。

本来であれば、このこと以外にも、たとえば大阪市立大学法科大学院の注目される取組である法律相談のプロジェクト（中小企業支援法律センターを用いた実務系科目）を取りあげるべきである。しかしコロナ禍で実施が中止されているとのことであった。また、多くの法科大学院で昨年来作業が進められている法学部の法曹コースとの接続問題や、在学中受験開始に備えた法科大学院カリキュラムの見直しについても、司法試験合格状況に比べると喫緊性がないと考え、取りあげないこととした。法学研究者の養成も法科大学院の喫緊の課題と思われるところであり、私自身各所で発言しているところであるが、この点も取りあげない。司法試験合格者の就職の多様化、非合格者の就職支援、そして（コロナ禍を通じての気付きである）オンライン授業方法の有効な活用などといった問題も取りあげない。

以下では、司法試験合格率を向上させるための方策について、教員面談や授業参観、そして自己点検・評価報告書を通じて私が感じたことを、原因解明と改善方策に分けて述べる。いずれも私の個人的経験に基づくアイデアの羅列に過ぎず、どれが大阪市立大学法科大学院に有益であるかはまったく不明であることをお許しいただきたい。

2. 原因解明のための方策

ある課題に対処しようとするときにとるべき最初のステップは、いうまでもなく、できるだけ克明に原因を解明することである。

司法試験は、周知のとおり、決して難しいことを聞いているわけではなく、正確な基礎知識と、事実関係の整理力をもとに、典型的事案についての典型的な解き方（最高裁判例の確立した部分）が、どの科目についても身につけていれば、合格することができる。そのため、合格率が上がらない原因は、基礎的知識を確認する機会の不足、事実関係の分析をする訓練の不足、（学説の分岐などに振り回されて）典型的事例の典型的解き方という足腰ができていない状態であること、科目間の教育内容や学生の勉強量にバラつきがあること、などである。

こうした諸原因のうち、大阪市立大学法科大学院ではどれが該当するのかを探るには、2年ないし3年にわたり、大学側が司法試験の結果を徹底して分析するほかにように思われる。受験者の短答式試験結果の情報収集（各科目の点数、学内成績との相関関係の分析、間違った問題に共通性があるかなど）、および、論文式試験結果の情報収集（各科目の点数、学内成績との相違関係の分析、再現答案の検討）を行い、こうしたデータに基づいて、学生の弱点をあぶりだすことが、最初に手を付けるべき作業ではないかと思われる。

このほか原因解明の方法として、アカデミック・アドバイザーに、どこが学生の弱点と感じているかを聴き取り調査することも有用と思われる。

学期末に行う授業アンケートから、授業の課題を炙り出す方法もある。学内の教育学の専門家の協力を得て、授業アンケートの採り方（効果的な質問の作り方）、読み方（どの質問に対する数字が重要なのか）を改善し、学生からみてどの授業に問題があるのか（あくまで司法試験対応という点での問題点である）を浮き彫りにするのである。私がかつて教育学専門家から聞いたところでは、授業アンケートで重視すべき問いはごくわずかであり（新たな学びがあったか、価値があると感じるか、後輩に勧めたいかといった総合評価的な質問）、全設問の平均点には意味がないということであった。そこで、重要質問についてのみ平均点をとり、それが一定水準を下回る授業については、専攻長等が、授業担当者とともに原因と改善策を探るという取り組みを

することが考えられる。

アンケートだけでは、個々の学生の希望が見えてこない。教員による学生面談を通じて、(1)大学側の課題と、(2)学生個人の課題の双方を見つけることも重要と思われる。学生全員でなくても、成績中位以下など、学内成績的にみて司法試験にもうひとつ足りないと思われる層に限定して面談をすることも考えられる（上位層はいずれにせよ教員との接点をもつことが多いし、自分で勉強できる層であるともいえる）。(1)大学側の課題については、面談ではなく、2, 3人の信頼できる学生に依頼して、「学生間の声」を集めてもらうことも考えられる。

3. 教育改善のための方策

教員面談や学生面談を通じて気づいた教育改善の方法として、考え得るアイデアをいくつか述べる。現時点で原因が判明していない以上、そのどれが適切・有効な対策でありうるかがまったく不明であることは、お許しいただきたい。

第1に、学生に好評なアカデミック・アドバイザーの制度（実務家目線でみた司法試験で最低限書くべきことを知ることができる場）と、大学の教育（研究者目線からみた、人よりも一步踏み込んだ深みのある司法試験答案を書くにはどうすればよいかを知る場）とを連結させることで、総体として、教育を効率化させたり、高度化させたりすることができるかもしれない。

第2に、「書く練習」として、期末試験を有効利用することが重要ではないかと思われる。期末試験の解きっぱなしは、学生、教員の双方にとって非常にもったいないことである。

期末試験の答案は必ず返却することとし（教員のコメントが記入されていれば理想的であるが、答案を返すだけでも、学生が自分の真の姿に直面する機会となり意義がある）、点数を生点で示し（学生面談で、期末試験の生点が知りたいという声があった）、詳しい採点基準を公表し、できれば各学生に採点項目ごとの点数を伝えることが望ましい（学生からの個々の問合せが減る）。これにより学生は、点を少しでもあげるべく、採点の間違いを見いだそうとして、もう一度問題を考え直し、自分の答案を懸命に見なおす。それを通じて、しっかりとした復習の機会となり、自分にどのような論述能力が不足しているのかを自覚するきっかけとなる。

さらに徹底するならば、教員の側が発想を転換し、最終的な点数を教務システムに記入する前に（したがって異議申立制度に乗せるのではない）、「学生に自分の採点間違いを探させる」くらいの気持ちで、採点「原案」である採点結果を答案コピーとともに学生に示し、不服のある学生に意見を述べさせて、教員はそれを参考にしながら最終点を決めるというやり方をすることさえ考えられる（行政手続法でいう弁明機

会付与を、試験採点にも持ち込むというイメージである)。

第3に、法科大学院教育において「対話型授業」が強調されているのは、私の理解では、相手の水準を常に確認しながら、それに応じた説明に切り替えていくという教員の手腕を求めていることである。言い換えれば、学生に、未熟な口頭での回答を延々に行わせることは、授業時間の浪費であると思われる。「対話」は、授業中の会話以外に、アウトプットを提出させてそれを公開で添削するという形や、個々の学生からの質問を全体に共有するという形もとりうる。「対話型授業」を形式的に捉える限り、授業時間の浪費が続くことになりかねない。

第4に、基本法律科目については、法科大学院3年間の授業を、学年ごとにどう視点を変えて組み立てるかという工夫をすることも有効ではないかと思われる。

私たち3名の外部評価委員は、未修者1年用の刑法と、未修者2年＝既修者1年目の商法の授業を参観させていただいた。それぞれ15分程度であったので十分に観察できたわけではないが、ひとつ気になったのは、ふたつの授業の間に差があまり見られず、異なる学年に対する授業であるとは感じられなかったことである。どちらも、法学部の授業とさほど変わらない印象であった。

法学部の授業は、当該法分野の基礎知識(条文や典型事例)を一通り説明したり、関心を持たせたりすることが、標準的に求められている。これに対して法科大学院の授業は、学生がその知識を自分の武器として用いることができるようにすること(事実関係を分析し法文書にしていくところまで)が、標準的に求められている。そのため、両者を比べると、授業の仕方にかかなりの違いが生じてしかるべきであり、ことに法科大学院では、学年ごとに授業方法が異なってくるのではないかと思われる。

すなわち、未修者1年目の授業においては、(1)その科目の全体を見渡すことを目標とするか(法学部と似る)、(2)むしろ基本中の基本の項目をいくつか取り出して、それを自分の頭で納得して(丸覚えするのではなく)、法的文書として書き表せるようにすることを目標とするか、2通りのポリシーが考えられるように思う。

学生面談に参加した未修者(1年次・3年次)はいずれも、(1)が望ましいという意見を述べていた。他方、私自身は、(2)のほうが重要ではないか——いわゆる純粋未修者にとっては「法的な答案の書き方」そのものが未体験ゾーンであり、そこで躓くことが多いため——と考えている。このあたりは各大学の学生の特質、教員の考え方、法科大学院全体のカリキュラムの組み方に照らして決定すべきことであるが、ポリシーを明確にし、かつ、学生にも納得して勉強に励んでもらうことが重要である。

未修者2年目＝既修者1年目の授業は、各法分野における重要なトピックを授業回数にあわせて取りあげる。重要トピックとは、学生が教科書を読んで自学自習することでは対応しきれない項目であり、実際に学生に分析させて書かせる訓練を行わせ

る必要があると教員が判断した項目のことである。たとえば、判例状況が入り組んでいて、事実関係を正確に把握しないと、当てはめるべき判例準則を誤る項目などである。

そうした項目について、より立ち入った説明を行い、学生が納得して分析する文書が書けるようにすることを目標として授業を組み立てる。その際、誰でも同じ解き方になる判例が確立した部分と、人（学説）によって分析が異なってよい部分を仕分けることも重要だと思われる。付言すると、重要トピックとして取りあげない基本的知識（自学自習が可能と思われる項目）は、教科書を読めというだけでなく、詳細レジュメで補充していただけるとありがたいという声が、学生面談で出ていた。

最終学年は、重要トピックを再度、アウトプットして復習したり、複数のトピックが組み合わさったときにそれぞれを混乱なく処理したりする練習を通じて、より広汎に復習する授業を展開することが考えられる。同時に、最終学年にどれほど授業を設けるべきか自体も重要である。むしろ各人の自学自習の時間をたっぷりと取らせるべきかもしれない。このあたりも法科大学院学生を見ながら決定する必要がある。

以上は、在学中受験を視野にいれない場合の考え方である。近々始まる在学中受験に対応するのであれば、こうした組み立てをさらに変えて行くことになる。

第5に、カリキュラム全体の組み立てを工夫することも有意義と思われる。学生面談では、司法試験直前期である最終学年の後期に、司法試験と関係のない選択科目をいくつも受講しなくてはならないことへの苦情が聞かれた。選択科目として何を残し、いつ受講させるのか、キャップ制を学生の希望にあわせてどう合理化するか、オンライン受講による効率化ができないかなどが、検討事項になると思われる。

第6に、新たな取組を導入するときは、教員だけで議論して実施するのではなく、あらかじめ数名の信頼できる学生に説明し、感想や希望を聞いておくことが有用であると思われる。学生目線から思わぬ見落としを指摘してくれることがある。私自身、教務委員長を務めたときにこの方法をよく使い、新たな措置を導入するときの細部の修正に用いていた。

最後に、全体に通じることを付言させていただきたい。上記に記したアイデアは、いずれも、目的――司法試験が求める法曹として標準的に備えるべき能力を身に付けさせること、ひいては合格率を上げること――を達成するための手段として、考え得るあらゆる機会を通じて、学生目線でインセンティブになるように、なすべきことを成すという発想にたつものである。結果としてそれが、認証評価基準や文部科学省が求める取扱い方法と合致することはあるであろうが、合致しないこともあるかもしれない。「評価基準の遵守自体に意味はなく、目的の達成こそが重要である（後者が優先する）」という意識を教員間で共有することこそが、現状改善のために必要な

ことではないかと思われる。

一例として、自己点検・評価報告書 32 頁は、租税法及び環境法に関する科目の単位数が少ないと指摘するが、授業数を増やすこと自体が自己目的となつてはならず、学生のニーズにあっていないのか、司法試験選択科目としてむしろこれらを履修させる戦略をとるべきかといったことが、真の検討事項であると思われる。同書 36 頁から 38 頁にかけての授業の改善も、認証評価基準に合致しているかどうかは些末なことであり、司法試験合格率の向上という観点からは、単にシラバスに記載したとか、単に組織として統一した方針を設けたといったことで達成できるわけではない。上記に例示したような観点から、授業の在り方を、アカデミック・アドバイザーや期末試験返却といった場面も含めて、有機的に不断の見直しを図ることが重要であると思われる。

4. おわりに

法科大学院の外部評価書が、司法試験合格率の改善にしか言及しないことには、異論もあると思われる。しかし、それが課題であると自己点検・評価報告書が指摘しながら、改善の具体的取組について組織としての方向感が定まっていなかったため、これに絞って、愚見を述べた次第である。

司法試験で結果を出すことが、より多くの有為の人材を入学させ、教員側の学問的満足をも満たす授業展開につながり、さらに、新たな大阪公立大学体制のなかで法科大学院が存在感を強めることにもつながることを期待して、筆をおく。

令和4年2月28日

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 平野 恵稔
弁護士

1. 教育上の理念及び目的、養成しようとする法曹像と学生の履修について

貴校が大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法律問題に即応できる人材育成を目指し、より具体的には、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに応える法曹、社会的弱者への深い理解と共感をもって公益活動に取り組む法曹、国際取引や外国人に関わる法に造詣を有する法曹の3つのタイプの法曹の養成を目指すとされている。また実際にもそれぞれのタイプの法曹となるための履修モデルも策定し学生への指導も行っておられるようである。

しかし、貴校の規模ではやむを得ないと思われるが、3つのタイプに対応する十分な科目が開設されているかは疑問であり（3つのタイプの法曹の履修モデルで共通する科目が多い）、また、少人数の学生しかいない中、不開講の科目が多く存在し、各科目の受講生が少なくなることによって教育上の効果が減殺されることもあると考えられる。そのような状況で3つのタイプの法曹を養成することには大きな制約があると思われる。

当職が行った5年前の外部評価書で指摘させていただいたとおり、貴校が大都市に所在する法科大学院である特徴に照らし、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設され、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目標とされていること自体は素晴らしく、カリキュラムの中でも特に、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」においては、貴校の理念と教育の一貫した取り組みとして高く評価できるが、2021年度においてもなお、「中小企業向け法律相談」の受講者がわずか2名となっており、学生に対する興味の掘り起こしが未だ十分でないと思われ、貴校の魅力を差別化するための貴重な資源と位置づけ、さらに学生の興味をひきつける工夫をいただきたい。

また、特に豊富な実務家教員をそろえておられる中で行われる模擬裁判については、貴校が目指す法曹養成には重要な科目であると思われるが、刑事模擬裁判の受講者がおらず、また、民事模擬裁判も受講者がわずか3名で十分な模擬裁判ができるよ

うな履修者が確保されていない懸念がある。貴校だけにとどまらない司法試験合格を重視する学生の傾向によるところが大きいと思われるものの、実際には修習生や実務家になって以降にとどまらず、司法試験においても有用なものであることについて、学生への説明と履修指導を行っていただくよう要望したい。

2. 教育活動等の自己点検について

貴校が、法曹養成専攻会議における客観的な数値に基づく確認だけでは十分でなく、その数値を用いた教育の実施状況及び成果の分析が十分でないとして自己評価し、今後、教育活動の状況、教育活動の質保証（評価）、教育課程・教育方法、学生の受入・退院管理、施設・設備、教育環境を定期的に分析し、その結果について法曹養成専攻会議に報告されることとなったことについては当を得たものとしてその成果に期待したい。当職として、管理番号13の資料から客観的な数値というのがどの程度の詳細にわたるか確認できないものの、少人数な法科大学院であることを生かして、各学生について突っ込んだ内容での検討を行い、より有効な教育方法等を確立していかれることを期待する。

自己評価によれば貴校では「双方向、多方向に行われる討論または質疑応答その他の適切な方法による適切な授業形態、授業方法が採用され」ているとされる（基準3-4）。しかし、シラバスを見ても、授業の形態は講義や演習としか記載されておらずこの点は確認できなかった。また、今回の現地調査で複数の授業の参観をしたが、すべて一方的な講義方式の授業であった。授業の中身（一つは商法総合演習II（シラバス上は演習）の会計に関する部分、一つは未修者用の刑法IB（シラバス上は講義）によるものであるかもしれず、また全体の授業構成を理解しているわけではないので、これらの授業について双方向、多方向に行われる授業にすべきであるというものではないが、貴校の自己評価でも適切な方法とされている双方向、多方向に行われる授業が法曹の考える能力を養成するためにとっても優れた効果を持っていることは確かであろうと思われ、あえてその方法によらない場合はそれより優れた教育方法としての成果が確認されるべきであり、各授業の形態について把握したうえで、今後の法曹養成専攻会議でも、各授業において双方向、多方向でない授業形態を採用する教育効果などの突っ込んだ検討がなされることを期待する。

また、FDについては、年2回のFD集会と、適宜のミーティング、授業参観が行われているようであるが、これで十分であるのか、特に、法曹コース（連携法曹基礎課程）の学生が入っていることによって、今までと異なる教育が求められる可能性もあるところ、今後の法曹養成専攻会議での検討の結果によっては、FDの方法についても見直しをしていく必要があると思われる。

3. 司法試験の合格率について

貴校では、「最低でも全法科大学院の平均合格率の2分の1を超えること、しかしそれに止まることなく、出来るならば全法科大学院の平均合格率を超えることを目標」とされている（分析項目2-3-1）。しかし、年々司法試験の合格率は上がってきており、「出来るならば」という消極的な形での平均合格率を目標とするのではなく、現状を踏まえた明確なより高い目標を持ち、それに向かっての対策を打ち出していくべきである。もちろん司法試験の合格率だけが基準ではないが、本来の法科大学院での教育で必要なこと（法的思考力など）を学習していくことは当然司法試験の合格にもつながるのであるから、学生の関心が司法試験の合格にある中では、司法試験に合格するということが学生の学習の最大のモチベーションにもなっている現実を踏まえると、司法試験の合格率を表の指標として採用し、それに向けた具体的な方策を打ち出していくべきであろう。

4. 進路調査について

貴校では、進路調査の回答率が3割程度に止まることから回答率を上げるように多様な方法を検討されることを改善課題とされている（分析項目2-3-3）。小規模な法科大学院ではそうでないところよりもより丹念な調査ができると思われ、そのことが現役学生にも、これから入学しようとする学生にも、卒業生にも非常に重要なポイントとなると思われるので、貴校の改善課題は正しい理解に基づいていると思われる。2014年度から2016年度は改善されているのにその後回答率が下がった原因も含め、100%の捕捉をめざして改善していただきたい。

5. AAの利用について

今回の現地調査の学生へのインタビューではAAによる補助的教育が大変有効に機能していることが確認できた。特に、未修の学生についてはAAの補助がなければ、その後の順調な学習ができなかった可能性が高いと思われ、とても重要な役割を担っているものと考えられる。

一方、貴校において潤沢に提供されているAAによる補助的教育を、受けていない学生も多く、一部の優秀な学生にしかその効果が及んでいない可能性もあり、大変残念である。学生自身の負担感の大きさと時間帯が遅いことが理由のようであるが、いろいろな工夫をしてより多くの必要な学生が現実にAAによる学習の補助を受けられるように引き続き努力していただきたい。

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 藤川 義人
弁護士

1. 見学した授業について

訪問調査では、まず講義形式の授業と、演習形式の授業をそれぞれ15分程度、見学した。

講義形式の授業では、講師は、パワーポイントのスライドを利用して講義を実施していた。受講者にはこのスライドとは別にレジюмеも配布されていた。パワーポイントのスライドは口頭での説明の概要、レジюмеは講義テーマに沿った詳しい内容が記載され、資料の役割分担について工夫がされていた。学生は熱心にノートをとっており、学生を指名して口頭で説明される機会も設けられ、講義を中心としつつ、双方向となる工夫がされていた。

演習形式の授業では、条文の解説と主要な裁判例等がコンパクトに記載された「予習用レジюме」と、実際の事案に基づく資料（株主総会招集通知）が配布され、レジюмеに沿って授業が進められていた。演習授業では、口頭で具体例を交えた説明がなされ、適宜、学生に質問がなされ、双方向の演習がなされていた。また、講師は、重要なポイントを口頭で強調して説明しておられ、また、レジюме中で学生に質問する問題が予め分かるように記載されていた。

いずれの授業も、学生が授業内容を修得しやすい工夫がなされていた点が印象的であった。

2. 学習環境の状況について

各教室のほか、学生の自習室、図書室を見学した。

ご説明によると、各教室は、オンライン授業実施のための無線通信が、電波状況が悪いために困難であるとのことであった。コロナ禍は将来にわたり継続する可能性もあり、また、効果的なICT教育実施の観点からは、早急に電波の受信状況を改善すべく、必要な設備の設置がなされることが望まれる（必要に応じて、予算的手当てがなされるべきであると思料する。）。

自習室については、各自の机のスペースが余裕をもって与えられており、充実した

環境であると見受けられた。

3. 在学生との面談について

未修及び既修の各学年の学生との面談を実施した。

貴専攻を評価する発言としては、次のようなものがあった。

- ・先生方が熱心で、授業後の質問にも丁寧に対応いただける。
- ・少人数ゆえにタテ・ヨコの学年の繋がりが密接で、先生方ともコミュニケーションを図りやすい。

- ・弁護士を中心とした補助教員の勉強会で、起案の添削などもしてもらえて、司法試験対応にも応じて頂いている。

- ・担当教員による事例研究会で、最近の事例等も学べる。

他方で、貴専攻について改善を求める意見としては次のようなものがあった。

- ・半期で取得できる単位数に上限があり、最終学年の最終学期にもかかわらず、司法試験に関係が無い授業を多数取らざるを得ない。

- ・ごく一部の教員の授業ではあるが、予定された項目が終了せず、途中で終わってしまったものがある。

- ・補助教員の勉強会は、時間帯が夜のため、出席できない学生もいると思われる。

以上をまとめると、学生は、貴専攻において、少人数ゆえのメリット、デメリットの両方を理解し、メリットを活かしながらデメリットを最小限に抑えようという意識のもとで、勉学に励もうとしており、多くの教員や補助教員から熱心な指導を受けている、ということも理解していると見受けられた。

法科大学院において、司法試験をどこまで意識したカリキュラムとするのかは難しい点であるが、学生側ではこれを大変強く意識している様子であった。この点、貴専攻においては、補助教員と連携をしながら、バランスを取っているものと見受けられる。

4. 教員との面談について

教員との面談においては、上記の学生との面談結果の概要も踏まえて、活発な意見交換がなされた。教員側でも、十分に問題意識を持ちつつも、限られた予算とマンパワーの限界（人数が少ない点）のもとで、ご苦労されている様子が窺えた。

5. さいごに

貴専攻においては、限られた予算と人数的にマンパワーの限界という点はあるもの

の、少人数でコミュニケーションが取りやすいという利点を更に伸ばしつつ、他の法科大学院の情報も貪欲に取り入れて、良い工夫を積極的に取り入れていくことにより、一層飛躍がなされる余地が十分にあると感じた。

以上

第 4 部 委員名簿

I 大阪市立大学法科大学院外部評価委員名簿

中川 丈久：神戸大学大学院法学研究科教授

平野 惠稔：弁護士、京都大学大学院法学研究科非常勤講師

藤川 義人：弁護士、同志社大学法科大学院非常勤講師

II 大阪市立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿

杉本 好央：法曹養成専攻長

阿部 昌樹：法曹養成副専攻長

金澤 真理：自己評価委員

坂口 甲：自己評価委員

令和3年度 自己点検・評価報告書

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

TEL 06-6605-2303

令和4年3月 発行
